
改正による法人運営への影響と留意点

第5版

平成24年9月18日

三重県環境生活部
男女共同参画・NPO課

定款の役員職務に関する諸手続

～ 理事の代表権の制限～

「理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない」との規定の削除により、定款による代表権の制限で第三者に対抗することができるようになります。定款により理事の代表権を制限した場合は、あわせてその旨を登記する必要があります。

これまで定款で定めた理事の代表権の制限は、対内的にのみ有効であり、対外的には、理事全員が代表者という扱いとなっていました。今回の改正により、対外的にも理事の代表権の制限を有効にできることとなります。

定款に「理事長」のみが法人を代表する旨の定めがあるNPO法人については、平成24年4月1日から6か月以内に、代表権を有する理事以外の代表権を制限された理事(代表権を有しない理事)について、「平成24年4月1日代表権喪失」を原因とする変更の登記をしなければならないこととされました。

また、定款に、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めがある場合も、代表権の一部が制限された理事についての代表権の範囲又は制限に関する定めを登記が必要になります。

これらの変更登記は、他の登記申請をする場合には、これらの登記の申請と同時にしなければならないとされています。

また、期限までに手続を行わないと、過料(20万円以内)に処せられることがあります。

理事の代表権喪失、代表権の範囲の設定等、登記に関することは、法務局へお問い合わせください。 参考HP: http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00067.html

定款の役員職務に関する諸手続

(理事の代表権喪失を原因とする変更登記及び定款変更)

理事の代表権を制限する場合、ほとんどの法人の定款に定められている「**理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。**」という規定があるだけで、代表権を有しない理事の代表権喪失による**変更の登記をしなければなりません(10月1日まで)**。代表権喪失の登記は「義務」とされていますので、期限までに手続を怠ると「**過料**」(20万円以下)に処せられることがあります。

H24.9.18変更

(職務)
第〇条 理事長(代表理事など)は、この法人を代表し、その業務を総理する。

この規定は、理事長のみに代表権があることを示します。

このまま代表権を制限する選択をする場合

代表権を制限しない選択をする場合

H24.9.18変更

◎ 登記の変更が必要 (H24.4.1時点の定款のとおり、登記の変更が必要)

定款変更をする場合、しない場合ともに、H24.4.1時点の定款にあわせて登記の変更をする必要があります。

次のように、理事長以外の理事が代表権をもたないことを明記する、定款変更をすることが望ましい。

(職務)
第〇条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
2 省略

定款変更は任意。

(職務)
第〇条 理事長は、この法人の業務を総理する。
2 省略
3 理事は、この法人を代表し、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

第1項の「代表し、」を削除し、第3項に「この法人を代表し、」を加える。

定款変更が必要。